

インボイス導入で負荷が高まる

経理作業の効率化を図ろう

インボイス制度の開始により、経理担当者の作業負担が増えています。ここでは、インボイス導入に伴って新たに生じた作業を中心に、自社の体力に応じて実践できる経理業務の効率化策を紹介します。



森智幸公認会計士・税理士事務所
公認会計士・税理士
森 智幸

インボイス導入で 増えた業務

インボイス制度の開始に伴い、経理では、新たに次のような業務が発生しています。

- ① 取引先がインボイス発行事業者であるか否かを把握する業務
 - ② 会計ソフトにインボイス発行事業者を登録する業務
 - ③ 発行されたインボイスが、消費税法の要件を満たしているか確かめる業務
 - ④ インボイス登録番号が適正なものであることを確かめる業務
 - ⑤ 取引先がインボイス未登録の場合、経過措置として仕入税額相当額の80%を控除できるが（2026年9月30日まで）、その課税区分の選択と経過措置である旨を帳簿に記載する業務
 - ⑥ 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送など、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合にその旨を帳簿に記載する業務
- なぜ、このような業務が必要になるかというと、これら一連の業務を行わないと、消費税の計算において、仕入税額控除が認めら

れない可能性があるからです。しかし、これでは経理担当者の負担は増す一方です。それを避けるには、インボイス制度の開始によって新たに発生した業務を効率化し、事務負担を軽減する工夫が求められます。

経理部門の効率化策

まずは、経理部門でできる業務の効率化策を考えてみましょう。

- (1) クラウド会計を導入する
クラウド会計とは、インターネット上で会計処理を行なうことができる会計システムです。会計データをインターネット上で管理するため、たとえば、自社の金融機関の取引情報や交通系ICカード等の履歴情報を自動的に取り込むことができます。クラウド会計の多くはAI（人工知能）を搭載しており、自動的に仕訳を行なうことも可能です（**図表1**）。
さらに、インボイス制度の開始に伴い、国税庁の「適格請求書発行事業者公表システムWebIPA PI機能」を利用して、インボイス登録番号が正しいかどうかを自動判定する機能が付いているものも多く登場しています。

昨年10月1日より、「適格請求書等保存方式」（以下「インボイス制度」）が開始されました。それに伴い、実務の現場では新たに発生した業務も多く、経理部門の事務負担は制度開始前よりも増えています。

度導入に伴って増加した事務負担を軽減するため、経理業務をどのように効率化すればよいかを考えます。なお、本稿は、本則課税により消費税額を計算する中小企業を対象とします。また、本稿の内容は私見であることにご留意ください。

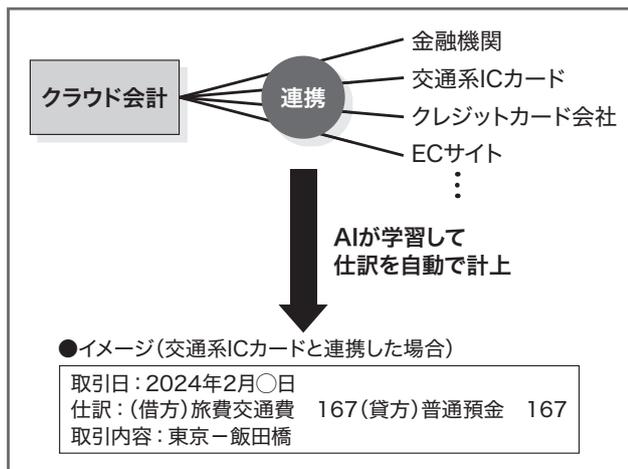
そこで、今回は、インボイス制

度

る

す

図表1 クラウド会計と自動仕訳のイメージ



- 継続的取引先である大手企業の場合は最初の1回のみ確認
- 継続的取引先である大手企業の場合は最初の1回のみ確認

しかし、この「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」かどうかは、1回の取引の税込価額

が3万円未満かどうかで判定します。月まとめの金額では判定しません(国税庁「インボイス制度に関するQ&A」より)。

(1) (4)で紹介した以外に、経費精算ソフトを導入する方策もあります。AIによりインボイス登録をした事業者が否かを自動判別する機能が付いているものもあり、業務の効率化につながります。

前出の①取引先がインボイス発行事業者であるか否かを把握し、④インボイス登録番号が適正なものであるかを確認するには、請求書等に記載されたインボイス登録番号を見ながら、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトで調べることがあります。

クラウド会計の自動判定機能を使えば、インボイス登録番号を入力するだけで、①と④の業務を行なうことが可能です。

(2) **インボイス登録番号の確認頻度を必要最低限にする**

インボイス制度では、受領した

インボイスについて、④インボイス登録番号が適正なものであるかを確認する必要があります。しかし、インボイスを受領する都度、記載されたインボイス登録番号が適正なものかどうかを確認するのは大変です。

じつは、取引の都度、インボイス登録番号を確認する必要があるかという点、必ずしもそうではありません。

この点は、2023年11月24日に国税庁から公表された「インボイス制度開始後において特に留意いただきたい事項」で明らかにされました。そもそもインボイス登録は、登録事業者自らが取消しの届出をしない限り有効であり、取消しも課税期間(1年)単位でしかできません。

企業の場合は年に1回確認

●新規や単発の取引先は取引の都度確認

というように、取引先の規模・関係性・取引の継続性などを踏まえて、インボイス登録番号を確認する頻度を検討します。

(3) **「旅費交通費」は月まとめで記載する**

3万円未満の公共交通機関(船舶、バスまたは鉄道)による旅客の運送については、インボイスの交付義務は免除されます(公共交通費特例)。この場合、「3万円未満の鉄道料金」といった一定の事項を帳簿に記載して保存すれば、仕入税額控除ができます。

ところで、こうした少額の交通費は、発生する都度帳簿に記載するのは手間がかかるため、月末にまとめて「旅費交通費」として計上するという会社も少なくないでしょう。そうした会社のなかには、月まとめの金額が3万円以上にならないよう、すでに「旅費交通費」の記載を月まとめから個別記載に変えてしまったところもあるかもしれません。

前述のとおり、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送についてはインボイスの交付義務が免除されるため、仕入税額控除を受けるには「3万円未満の鉄道料金」といった一定の事項を記載した帳簿を保存する必要があります。摘要欄に一定の事項を記載するぶん、インボイス導入前よりも作業の手間が増えるわけです。

そこで、法人カードや法人交通系ICカードを導入し、クラウド会計と組み合わせれば、AIが学習して、摘要欄も含めて自動仕訳を行なうことも可能です。

(4) **法人カード、法人交通系ICカードを導入する**

前述のとおり、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送についてはインボイスの交付義務が免除されるため、仕入税額控除を受けるには「3万円未満の鉄道料金」といった一定の事項を記載した帳簿を保存する必要があります。摘要欄に一定の事項を記載するぶん、インボイス導入前よりも作業の手間が増えるわけです。

図表2 簡易インボイスの記載例

宛名は省略可能
※「上様」の表記も可能

領 収 証 No. _____

様 _____

16,500 円

但 飲食費として
●年●月●日 上記正に領収いたしました

(金額(税抜・税込))
%
10%

(消費税額等)
%
%

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇
〇〇旅館
登録番号 T1234567890123

消費税額等または適用税率のどちらか一方の記載が可能
※例の場合、適用税率のみの記載(消費税額や税抜価額の記載は不要)

出典：国税庁「多く寄せられるご質問」(令和5年11月13日公表分)を基に作成

会社全体としての取組み策

さらに、会社全体で取り組むことで、インボイス導入により増えた経理業務を効率化する方策を紹介いたします。

(1) インボイス登録事業者の利用の徹底

役員や従業員が、接待のために使用した飲食店がインボイス登録していない店だと、経理担当者には、⑤課税区分について80%控除を選択し、摘要欄に経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載をする必要があります。

(2) 経理部門以外の従業員等にもインボイスの要件を理解してもらう

会社の役員や、経理部門以外の従業員に、インボイスの要件を理解してもらうことも有効です。ある会社では、飲食店から受け取ったインボイスが、従来の領収書にインボイス登録番号のスタンプが押されただけだった、ということがありました。その会社では、別の日に改めて、従業員に正しいインボイスを受取りに行ってもらったそうです。

これを効率化するには、たとえば、役員や従業員に対し、接待に利用する飲食店がインボイス登録をしているかを事前に確認し、できるだけインボイス登録をしている飲食店を利用するよう協力を求める方策が考えられます。

インボイスを直接受け取る人が、その場で適正なインボイスを発行してもらえれば、このような二度手間

が生じることはありません。

このとき注意したいのは、「インボイス」と「簡易インボイス」の要件の違いです。飲食店や小売業等は「簡易インボイス」を発行することが認められており、簡易インボイスの場合、宛名の記載は不要で、また「税率ごとに区分した消費税額等」または「適用税率」のいずれか一方の記載があれば問題はありませぬ(図表2)。

簡易インボイスとして要件を満たしているにもかかわらず、「宛名を書いてください」「税額も記入してください」などと再発行を依頼することのないように注意する必要があります。

国税庁が公表している「お問い合わせの多いご質問」などを参考に、実務で迷いやすいケースを中心に、正しいインボイスを受領するための知識を社内に周知しましょう。

(3) 飲食料や文房具等は一括購入する

飲食料や文房具等は、会社で選択したオフィス用品通販サイト等で一括購入するという工夫も考えられます。この場合、インボイス登録番号の会計ソフトへの登録は、最初の1回だけですみます。

これが、たとえば外部でイベント等を行なう機会が多い会社の場合、イベント等を開催するたびに必要な飲食料等をいろいろなコンビニエンスストアで購入している、インボイス登録番号の入力が大変になります。

なぜかという、大手コンビニの場合、インボイス登録番号はコンビニ店ごとで異なることが想定されるからです。フランチャイズ店は、その店舗を運営している会社や個人がインボイス登録をすることが可能です(媒介者交付特例)。そうすると、同じブランド名でも、インボイス登録番号は異なることとなります。

会計ソフトに入力する際には、その都度、インボイス登録番号について判定等の諸作業を行なうことになるので、購入先はある程度、同じ店を指定するといった工夫も必要です。

インボイス制度は、将来的に、インボイスの電子化に向かうと予測されます。したがって、経理業務の効率化においては、経理業務をデジタル化することをベースに検討することをお勧めします。

もり ともゆき 監査法人の代表社員等を経て、2019年、森智幸公認会計士・税理士事務所を開業。中堅・中小企業のカバナーズの強化を重視し、持続的な成長・企業価値の向上を支援する。